

# :: :: :: :: :: 別府市男女共同参画推進条例 :: :: :: :: ::

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女性の社会的地位向上に向けた国際社会の取組と連動しつつ、男女共同参画社会基本法を制定するなど、男女共同参画社会の形成に向けた取組が行われています。

市においては、国及び県の施策を踏まえ、少子高齢化など急速に変化する社会経済情勢に対応していく上で、男女共同参画社会の実現を阻害する制度や慣行の改善を図るとともに、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会の実現に取り組むことは重要な課題となっています。

こうした認識の下に、湯のまち「べっぷ」男女共同参画都市宣言を行なった本市は、国際観光温泉文化都市として更に発展することを願うとともに、男女がお互いに人権を尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進し、男女共同参画のまちべっぷを実現するため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、勤務する者及び在学する者並びに市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人その他団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 他者を不快にさせる性的な言動（以下この号において「性的な言動」という。）により当該性的な言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は男女の親密な関係にある者若しくはあつた者に対する身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

### (基本理念)

**第3条** 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に分担と責任を分かち合いながら、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動を両立して行うことができるようにすること。
- (5) 幼児教育、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画社会の形成の意義を浸透させること。
- (6) 男女が相互の身体の特徴について理解を深め、性と妊娠、出産等に関し、健康と権利を互いに認め合い、心身ともに健やかな生活を営むことができるようにすること。

- (7) 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に行うこと。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画社会の形成の推進に当たり、市民、事業者、国及び県と連携して取り組むとともに、市民及び事業者の模範的姿勢を示すものとする。
- 3 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成の推進に自ら積極的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる環境を整備するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

#### (公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に情報を表示する場合は、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを助長し、是認し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策

#### (男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 男女共同参画計画は、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ、別府市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

#### (積極的改善措置)

第10条 市、市民及び事業者は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。



2 市は、法令その他の規定により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員を選任するときは、積極的改善措置を講じ、できる限り男女の均衡を図るよう努めなければならない。

(市民等の理解を深めるための施策)

第11条 市は、市民及び事業者に対し、基本理念に関する理解と関心を深めるため、積極的に情報の提供及び啓発を行うものとする。

2 市は、市民及び事業者と協働して男女共同参画社会の形成を推進するため、男女共同参画社会の啓発その他の活動を行う人材の育成に努めるものとする。

3 市は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、生涯にわたり、市民及び事業者の男女共同参画社会の意識を深めるため、教育及び学習の機会の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、幼児教育、学校教育、社会教育その他の教育の場において、教育に携わる者が、男女共同参画社会の形成の推進に配慮した教育を行うことができるよう情報の提供その他必要な支援を行うことに努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第12条 市は、市民及び事業者が、男女共同参画社会の形成について広く理解と関心を深め、男女共同参画社会の形成の推進に関する取組への意欲を高めるため、男女共同参画週間を設ける。

2 男女共同参画週間は、毎年9月15日を含む1週間の期間とする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第13条 市は、家族を構成する男女が共に家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるように、情報の提供、相談の応対、育児及び介護に関する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情、相談等の申出への対応)

第14条 市長は、市民及び事業者から、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策若しくは男女共同参画社会の形成の推進に影響を及ぼすと認められる施策に係る苦情の申出、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害に係る相談又は男女共同参画社会の形成に必要と認められる意見等の申出があった場合は、適切な処理に努めるものとする。

2 市長は、前項の処理に当たって必要と認めるときは、当該処理に係る関係の機関その他の団体又は個人と連携し、情報の収集その他の必要な措置を講ずることができる。

3 市長は、前2項の処理に当たって必要と認めるときは、別府市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(情報の収集及び調査研究)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の策定に必要な情報の収集及び調査研究を行うよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第16条 市は、国際的協調の下に、国際社会との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する相互協力を円滑に進めるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第17条 市は、市民及び事業者に対し、男女共同参画社会の形成の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組を支援するため、拠点施設の整備に努めるものとする。

3 市は、個人で営む事業にその家族が従事している場合において、その家族が経営の方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるように必要な支援を行うよう努めるものとする。

(事業者の報告)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画社会の形成の推進状況について報告を求めることができる。

(年次報告書の作成及び公表)

第19条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の推進状況及び男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 別府市男女共同参画審議会

#### (設置)

第20条 市に、別府市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第21条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画計画に関し、第9条第4項に規定する事項を処理すること。
- (2) 苦情、相談等の申出に関し、第14条第3項に規定する事項を処理すること。
- (3) 男女共同参画社会の形成の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて答申し、及び市長に建議すること。

#### (組織)

第22条 審議会は、委員14人以内をもって組織する。

#### (会長及び副会長)

第23条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (委員)

第24条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者
  - (2) 事業者の推薦を受けた者
  - (3) 公募に応募した者
- 2 委員のうち、男女のいずれか一方の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
  - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 委員は、再任を妨げない。

### 第4章 雑則

#### (委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第3項、第3章及び附則第3項の規定は、規則で定める日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定により定められている別府市男女共同参画プランは、第9条第1項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

#### (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年別府市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表行政改革推進審議会委員の項の次に次のように加える。

男女共同参画審議会委員	日額	4,900円	同 上
-------------	----	--------	-----